

霧島市条例第2号
令和4年3月2日

霧島市交通災害共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重真一

霧島市交通災害共済条例の一部を改正する条例

霧島市交通災害共済条例（平成17年霧島市条例第189号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項及び第9条第2項中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。